

—小諸市総合計画— 第10次基本計画を策定します

◆総合計画とは？

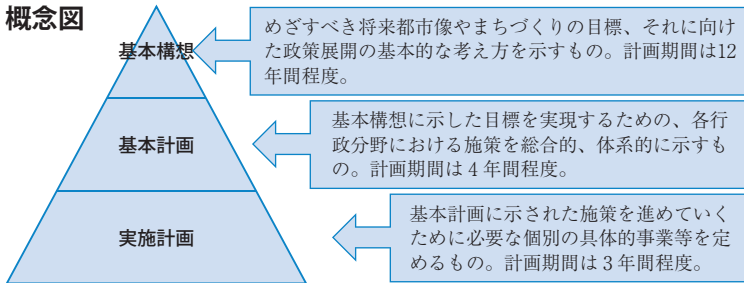
「総合計画」とは、地方自治体が目指すまちの将来像を掲げ、その実現のための施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていく指針となるものです。市の最上位に位置する計画であり、市が策定する全ての計画の基本となります。

総合計画は、「基本構想・基本計画・実施計画」といった、ピラミッド型で構成されます。この中で最上位に位置し、「地域の計画」となる「第5次基本構想」について、平成26年度から27年度にかけて市民の皆様との協働により策定作業を進め、平成28年4月より運用を開始しました。

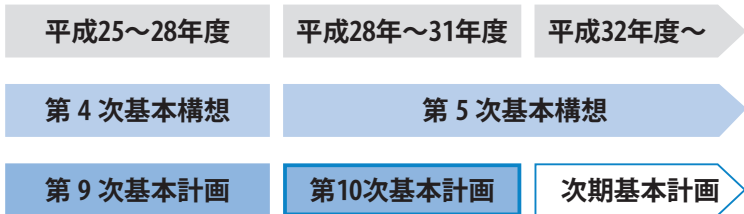
引き続き、今年度は、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」としての「第10次基本計画」について、小泉市長の任期に合わせるとともに、市長公約を反映し、策定作業を進めます。

▼問い合わせ先
企画課行政経営係

概念図



計画期間



【第10次基本計画策定方針】

- 財政規律の確保
 - ・基本計画の内容及び運用プロセスの中に財政規律のメカニズムを組み込み、予算の裏づけのある政策選択が可能な計画とします。
- 個別計画の総合化
 - ・可能な限り個別計画との同時策定を行い、また、同時策定が困難な場合でも個別計画の内容の一部見直し等により、個別計画で設定している目標や目標値などの内容との整合を図ることで、あらゆる個別計画を総合化します。
- 組織横断的な経営戦略の立案
 - ・一つの部署では対応が困難な課題に対し、組織全体としての対応策をまとめるとともに、各部署の具体的な役割分担を明確にし、組織横断的な経営戦略を示します。
- 目標管理による展開
 - ・総合計画を核に、様々な制度や仕組みが連動したトータル・マネジメント・システムを進化し、施策を組織や個人の目標として展開できる計画とします。
- 市長任期との整合
 - ・総合計画に市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させ（平成28年度～平成31年度）、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めます。

◆策定作業の進め方について

第10次基本計画の策定にあたって策定方針を決定しました。今後、この方針に基づき、まず第9次基本計画の評価を行い、改善点などを検討します。そして、総合計画審議会や議会での意見も踏まえ、改善点などを反映するとともに、小泉市長の公約も反映しつつ、基本計画の内容を検討し、最終的には、平成28年12月議会への計画案の上げを目指します。

